

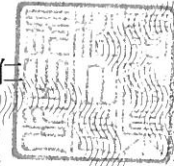
許可番号 08910006320

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市南吉田町2145番地1  
氏名 松山容器株式会社  
代表取締役 天野 和久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日

令和 元年 6月10日

許可の有効年月日

令和 6年 5月30日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

（事業の区分）

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

（産業廃棄物の種類）

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、銹さい、紙くず、木くず、動植物性残渣、繊維くず、廃アルカリ、ゴムくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ばいじん

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) (所在地) 松山市南吉田町2145番地1

① (廃止)

② (種類) 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類（廃蛍光管。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(面積) 1.2 m<sup>2</sup> (保管上限) 0.96 m<sup>3</sup> (高さ) 0.8 m

③ (廃止)

④ (種類) 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類（廃水銀灯。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(面積) 1.2 m<sup>2</sup> (保管上限) 0.96 m<sup>3</sup> (高さ) 0.8 m

(2) (廃止)

(3) (所在地) 松山市南吉田町2225番地1

① (種類) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず（廃OA機器等）

(面積) 206.4 m<sup>2</sup> (保管上限) 309.6 m<sup>3</sup> (高さ) 1.5m

(裏面に続く)

- ② (種類) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず (混合産業廃棄物)  
(面積) 49.41 m<sup>2</sup> (保管上限) 98.82 m<sup>3</sup> (高さ) 4.0m
- (4) (所在地) 松山市南吉田町 2 2 2 4 番地 1
- ① (種類) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず (混合産業廃棄物)  
(面積) 6.70 m<sup>2</sup> (保管上限) 8 m<sup>3</sup> (高さ) 1.2m (× 4個)
- ② (種類) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(面積) 6.70 m<sup>2</sup> (保管上限) 8 m<sup>3</sup> (高さ) 1.2m

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 昭和52年 7月 8日
- 更新許可 平成 6年 5月31日
- 変更許可 平成 8年 2月27日  
(廃アルカリ、繊維くずの追加) (汚泥、燃え殻の積替え及び保管行為の追加)
- 住所変更 (旧：松山市市坪西町 1 0 0 7 番地 1) 平成 9年 2月 7日
- 変更届出 (汚泥の積替え及び保管行為の廃止) 平成11年 5月31日
- 変更許可 平成11年 5月31日  
(ゴムくず、ばいじんの追加) (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの積替え保管行為の追加)
- 更新許可 平成11年 5月31日
- 代表者変更 (旧：今城増美) 平成15年 4月10日
- 変更許可 平成16年 5月19日  
(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくずの積替え及び保管行為の追加)
- 更新許可 平成16年 5月31日
- 変更届出 ((3)積替え保管場所の面積変更(旧：27.7 m<sup>2</sup>)) 平成16年11月17日
- 変更許可 平成17年11月21日  
(金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類 (廃蛍光管に限る)の積替え及び保管行為の追加)
- 代表者変更 (旧：中野通房) 平成18年 5月 2日
- 変更届出 (積替え保管場所及び保管上限等の変更) 平成21年 5月25日
- 更新許可 平成21年 6月10日
- 変更届出 平成21年 6月17日  
(松山市南吉田町 2145 番地 1 のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの積替え保管場所の廃止)
- 変更届出 平成23年 3月11日  
(松山市南吉田町 2224 番地 1 の積替え保管場所の追加)
- 変更届出 平成24年 7月30日  
(松山市南吉田町 2224 番地 1 の①の保管上限の変更及び④～⑧の積替え保管場所の追加)
- 変更届出 平成25年12月 4日  
(②積替え保管上限の変更 (旧：①42.00m<sup>3</sup> ②24.50m<sup>3</sup>))
- 変更届出 平成26年 2月19日  
(③積替え保管場所の変更 (旧：松山市南吉田町 2441 番地 1) 及び積替え保管上限の変更)
- 更新許可 平成26年 5月29日
- 変更届出 ((1)積替え保管場所に②及び③の追加) 平成29年 2月 6日
- 変更届出 ((1)①、③、②の廃止及び(1)④の追加) 平成31年 2月19日
- 変更届出 ((4)①の保管上限の変更及び(4)②の追加) 平成31年 4月 3日

(別紙に続く)

○ 更 新 許 可

令和 元年 6月10日

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・~~無~~

